

平成30年5月30日

第6回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第6回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 平成30年5月30日(水) 午後1時
場 所 倉吉市役所 第3会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 議 事
 - (1) 議案第17号 倉吉市教育行政の点検及び評価について…………… 1
 - (2) 議案第18号 平成30年度教育費補正予算について…………… 2
- 5 協議事項
 - (1) 倉吉市安全衛生推進協議会について…………… 5
 - (2) 倉吉市立小・中学校適正配置について…………… 7
- 6 教育長報告
- 7 報告事項
各課報告(別紙)
- 8 その他
- 9 閉 会

議案第17号

平成29年度倉吉市教育行政の点検及び評価について

平成29年度倉吉市教育行政の点検及び評価について、本委員会の承認を求める。

平成30年5月30日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第18号

平成30年度教育費補正予算について

次のとおり平成30年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

平成30年5月30日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

第6回 倉吉市教育委員会定例会 予算説明資料

平成30年5月30日

○議案第18号 平成30年度 教育費補正予算

1. 主な事業説明

(1) 学校教育課（人権教育研究指定校事業）

担当課	学校教育課			施策	【戦略】17 豊かな心とたくましく生きる力をもつ子どもを育成する						
事業名	人権教育研究指定校事業						予算説明書ページ				
会計・予算科目	会計	一般	款	10	教育費	項	1	教育総務費	目	2	事務局費
補正前予算額 (千円)	補正額 (千円)		補正額の 財源内訳		国	県	地方債	その他	一般財源		
0	315					315			0		
事業の補正理由											
文部科学省から鳥取県が本事業の委託を受け、市内小学校2校が指定を受ける事業。人権意識を培うための学校教育の在り方について、県教委と連携・協力のもとで幅広い観点から実践的な研究を実施し、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努めるもの。											
事業の概要（積算根拠 等）											
①授業研究(道徳、各教科) ②研究会の開催 ③県及び市主催の連絡協議会の参加 ④校外の研究会への参加											
報償費	講師招聘費用（講師謝金・旅費）			229千円							
需用費	消耗品費（参考図書等）			64千円							
	食糧費			2千円							
	印刷製本費			18千円							
役務費	通信運搬費			2千円							
主な特定財源（名称、金額 等）											
【県】人権教育研究指定校事業委託料(10/10) 315千円											

担当課				施策							
事業名							予算説明書ページ				
会計・予算科目	会計		款	10		項	1		目	2	
補正前予算額 (千円)	補正額 (千円)		補正額の 財源内訳		国	県	地方債	その他	一般財源		
事業の補正理由											
事業の概要（積算根拠 等）											
主な特定財源（名称、金額 等）											

倉吉市安全衛生推進協議会まとめ

日時：平成30年5月21日

15:00 ～16:30

場所：倉吉市役所第3会議室

参集者：小椋教育長、上灘小学校教頭、成徳小学校教頭、関金小学校教頭、久米中学校教頭、
鴨川中学校教頭、組合支部長、組合書記長、学校教育課長、学校教育課課長補佐

1. 開会あいさつ（小椋教育長）

働き方改革について：懸案事項の1つ

「業務改善プラン」：鳥取県教育委員会が作成

→ 倉吉市も安全衛生推進協議会で協議をし、「教職員の勤務時間適正化対策プラン」を作成する必要がある

2. 倉吉市安全衛生推進協議会についての説明（学校教育課長）

①目的

教職員の勤務時間を適正化し、児童生徒と向き合う時間を確保するより実効性のある対策を検討するために、「倉吉市安全衛生推進委員会」を設置。

②本協議会の役割

勤務時間の適正化を図るための具体的な方策について検討をし、提言（例：教職員の勤務時間適正化対策プラン）を行う。

③協議内容

次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のための協議を行う。

【目標】・月80時間越の長時間勤務者の解消

・月当たりの時間外業務：平成30年：10%削減

3. 協議内容（倉吉市立小中学校教職員時間外勤務の現状・課題）

①成徳小学校

・教職員の勤務動向については、把握

→金管バンド：17時30分まで行い、その後、自分の仕事。冬場のコンサートが終了するまで、この勤務状況が続く。

→教職員は、季節労働的な面も有。教務主任は年度初め、体育主任は市陸上、運動会等。

→時間の意識があまりないため、放課後、教員同士の会話が長くなりがち。

②上灘小学校

・学校職員全体的に遅い傾向

→残って仕事をする雰囲気有。

→生徒指導上の問題で、児童の聞き取り・保護者対応等で時間を要する。

→配慮を要する児童等について話し合う支援会議が、勤務時間外に行う場合が多い。

③関金小学校

・勤務時間外が増える理由

→5月については、運動会準備等で時間外勤務が増。

・教員の時間意識の向上

→昨年度、研究主任の時間外勤務が多く、分掌の見直しを行った。しかし、該当教諭の勤務実態は変わっていない。時間に関する意識が薄い。

④西中学校（昨年度まで門脇教頭が在籍）

・ 勤怠システムの信頼性の向上

→現システムでは、時間外勤務の時間の信頼性がない。土曜日・日曜日の部活指導では、時間外勤務を入力せず。早朝（朝6時頃～）の入力もできない状況等の問題が多々ある。

・ 勤務時間内の教材研究等の困難性

→学校では各行事等があり、そちらに時間を要してしまう。

⑤久米中学校

・ 部活指導の負担

→連休中にも各大会があり、その準備等も含めてかなりの時間を要している。

・ 分掌事務については、年度当初は特に時間を要す

・ 生徒指導上の問題、その対応でも時間を要す

・ 教員の時間意識の向上

→帰宅時間の遅い教員は、決まっている。次の日の教材研究をしている。

⑥河北中学校

・ 部活動の負担

→本年度より、部活動休養日を平日1日、休日に1日設定しており、負担軽減につながっている。

・ 校務分掌の見直し、精選

→大変な分掌をいくつも持つことになっても、誰も何も言わない。複数人で対応が可能な分掌は複数人で持つことで、負担軽減につながる。校務分掌の見直すことも必要である。

⑦鳥取県教職員組合書記長

・ 各大会の見直し

→以前、勤務していた学校では、長距離走に熱心な教員がいて陸上練習が盛んであった。その教員の後を引き継ぐことになったのだが、多くの時間を要するなど無理な陸上の練習は止めた。前任者から大会結果について嫌なことを言われたが、朝・放課後など多くの時間を要しての練習はおかしいと、今でも思う。小学校現場でも多くのスポーツ大会が入ってきているが、見直しをするべきではないか。

4. まとめ

- ・ 教職員の時間意識を変える：施錠時刻等の目安を持つことも大切
- ・ 部活動指導員、外部指導者等の活用
- ・ 分掌の見直しも必要（学期末の教育反省でも話し合いが必要）
- ・ 部活動休養日の設定の効果：市内の中学校で徹底が必要

5. その他

次回開催日：平成30年6月15日（金） 15：45～16：45

小学校適正配置について

【高城地区】

日 時：平成30年5月22日（火）13：30～

場 所：高城公民館

参 集 者：高城自治公民館協議会長、高城自治公民館協議会副会長
小椋教育長、学校教育課長

協議内容：

- ・高城地区の現状として、足踏み状態が続いている。そのため、スタートラインに立って、もう一度、皆で考えるように話し合いの場を設定していきたい。
- ・話し合いの場では、小学校適正配置の経過、教育委員会の考え方をパワーポイントにまとめた。また、自治公民館協議会と高城公民館との関係もまとめ、両組織の協働の大切さも説明していきたい。
- ・現在の予定では6月に話し合いの場を持ち、理解を得た後、協議会に参加する5名を選出したい。
- ・今年度については、教育委員会の説明は必要ないと思っている。高城地区の住民で適正配置について意見を出し合い、話し合い、結論を出すボトムアップ型の取り組みをしていきたいと考えている。

【上小鴨地区】

日 時：平成30年5月24日（木）14：00～

場 所：上小鴨公民館

参 集 者：上小鴨自治公民館協議会長、小学校再編問題協議会長、副会長、
小椋教育長、学校教育課長

協議内容：

- ・適正配置について計画が公表されてから、地域説明会、シンポジウム等数多く開催されているが、依然として上小鴨地区は小学校を残してほしいという意見が多い。
- ・県外の方々のからも母校を残してほしいという声を耳にする。上小鴨地区を出られている市民の方も同じことが言える。
- ・教育委員会の推計では上小鴨小児童数が減少していき、複式学級になる可能性を示唆している。しかし、上小鴨地区は自動車道のインターチェンジができ人口増の可能性もある。
- ・協議会の委員の選出については、統合の枠組みでの話し合いには参加しない。しかし、教育委員会との話し合いのために代表者を選出して話し合うのは、可能ではないかと考える。小学校再編問題協議会に提案、協議をし、後日連絡をする。